

見積り合わせに参加されるにあたっての注意事項

福山市上下水道局管財契約課

1 見積り合わせに参加できる方

- (1) 福山市内に本店を有していること。(但し、案件によっては市内業者以外の方でも参加できる場合があります。)
- (2) 福山市における物品に係る競争入札(見積)参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福山市建設工事等指名除外基準要綱(1994年〔平成6年〕11月17日施行)の規定に基づく指名除外の期間中でないこと。
- (6) 本市に納付すべき市税等(水道料金, 下水道使用料, 下水道事業受益者負担金を含む)の滞納がないこと。また, 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 営業するうえで法令の規定による必要な許可, 認可を得ていること。

※参加の可否を明確にするため, 見積り情報の見出しに「**(市内業者のみ)**」と表示し, 市内業者以外の方の参加を認める場合は見積り情報の見出しに「**(全業者可)**」と明記します。

【本店所在地による区分の定義】

- | | |
|--------|--|
| ①市内業者 | 市内に本店を有する有資格者【製造の請負及び物件の買入れ等に関する指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程(平成16年告示第416号)第5条の有資格者をいう。】 |
| ②準市内業者 | 市内に支店, 営業所等を有する有資格者 |
| ③近県業者 | 広島県又は岡山県内に本店, 支店, 営業所等を有する有資格者(前2号に掲げる者を除く。) |
| ④その他業者 | 前3号に掲げる者以外の有資格者 |

2 見積書の記入及び提出について

- (1) 見積書へは**消費税等を含む**金額を記入して, 見積仕様書一覧の左側の「契約番号」を所定の欄に記入し「**契約番号**」ごとに**分けて提出**してください。
- (2) 見積書には**提出年月日**を記入してください。
- (3) 見積仕様書一覧に記載してある見積書提出期限までに, 持参, ファクシミリまたは郵送(**郵送分は提出期限日必着。**)により提出してください。
- (4) 見積書提出期限は原則, 見積り情報公表の**翌週木曜日**としています。
- (5) 見積書はA4判とし, **金額, 所在, 商号, 代表者名, 印影等の確認できるもの**としてください。

3 無効となる見積書の代表的な事例

- (1) 参加資格の無い方が提出されたもの。
- (2) 期限を過ぎて提出されたもの。
- (3) 金額・所在・商号・代表者名・印影の確認できないもの。
- (4) 金額を訂正したもの。
- (5) 必要な事項が記載されていないもの。
- (6) 1者が1つの案件で2以上の見積書を提出したもの。
- (7) その他、特に指定した事項に違反したもの。

4 ファクシミリでの見積書提出について

- (1) 見積書の様式は福山市上下水道局管財契約課ホームページから**ダウンロードしたものを使用してください。**
- (2) 送信する見積書はA4判とし、**金額、所在、商号、代表者名、印影等の確認できるもの**としてください。
- (3) ファクシミリの送信は必ず指定の**見積書提出専用番号(084-928-1631)**に送信してください。指定された番号以外へ送信されたものは受付できません。
- (4) 見積書の受付は、開庁日の**開庁時間内(8:30~17:15)**とします。それ以外の日付、時刻では受信できませんので、送信しないでください。

5 同等品の確認について

同等品の納入が可能な案件については別に掲載の「同等品(仕様)確認依頼書兼承諾書」により**仕様書記載の納入先担当課の承諾を受け**、見積書に添付して提出してください。

また、型式の指定がなく、納入を予定する型式が規格に合致するか確認する際も**同様**です。

6 発注について

見積り合わせの結果、発注が決定した方には福山市上下水道局様式の「請求書」等の書類と仕様書を発送します。「請求書」には**所在、商号、代表者名、代表者印等を記入押印してください。**

7 納品について

仕様書記載の場所へ直接納品してください。

発注時送付した「請求書」等の書類については納品時に**納入先担当課**へ提出してください。